

議案第17号

北名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

北名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、条例の形式を基準となる省令を引用する方式に変更することで市の実情に合った基準を明確にし、適切な事業所運営を確保するため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

北名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年北名古屋市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（暴力団等の排除）

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、その事業の運営について暴力団（北名古屋市暴力団排除条例（平成23年北名古屋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならない。

（雑則）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。